

農林水産知的財産保護コンソーシアム設立趣意書

1 コンソーシアム設立の趣旨

世界的な日本食ブームの広がりやアジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加等により、我が国の高品質な農林水産物・食品の輸出拡大のチャンスが広がっており、このため、各産地で「日本ブランド」の海外展開に取り組まれているところです。

他方、こうした日本産農林水産物・食品の世界的な評価の高まりを背景に、近年、中国や台湾で我が国の都道府県の地名等が商標出願されている事例が見られるようになっており、また、「日本ブランド」の高い評価に乗じた模倣・偽装が疑われる商品が出回っている状況が生じており、これらを放置しては、日本産農林水産物・食品の輸出促進を図る上で障害となることが懸念されるところです。

このため、我が国農林水産物・食品の知的財産面での保護強化を図ることを目的として、中国等の海外における商標出願状況を関係者が一体的に監視する体制を整えるとともに、海外における産地偽造品や模倣品の調査を実施し、その現状や対応状況について情報を収集し、それらを共有する体制を整備するために、ここに「農林水産知的財産保護コンソーシアム」を設立するものであります。

2 コンソーシアムで実施する活動

- (1) 中国・台湾における商標出願状況の一元的監視
- (2) 「日本ブランド」の農林水産物・食品に係る模倣品、産地偽装等の海外現地調査
- (3) 中国・台湾等海外における知的財産問題に係る現地相談会

3 コンソーシアムの会員

コンソーシアムの会員は、コンソーシアムの設立の趣旨に賛同する、農林水産物・食品の知的財産侵害問題に関心のある個人、法人、農林水産・食品関係団体、地方公共団体を、全国から募集します。

平成21年6月
農林水産省